

介護老人福祉施設 重要事項説明書

社会福祉法人 聖母会
介護老人福祉施設 聖母の丘

介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和 7年 7月 1日現在 >

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 聖母会
代表者名	高山 貞美
法人所在地 ・連絡先	(住所) 〒 161-0032 東京都新宿区中落合 2 丁目 5 番 1 号 (電話) 03-3954-5061 (FAX) 03-5996-6810

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	社会福祉法人 聖母会 特別養護老人ホーム聖母の丘
所在地・連絡先	(住所) 〒 860-0073 熊本県熊本市西区島崎 6 丁目 1 番 2 7 号 (電話) 096-355-3017 (FAX) 096-351-4690
事業所番号	4370100697
施設長(管理者)氏名	池田 裕伸

3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		熊本県知事の事業者指定		利用定数
		指定(更新)年月日	指定番号	
施設	養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護事業所)	令和4年4月1日	4370107080	50名
	介護老人福祉施設	令和2年4月1日	4370100697	50名
居宅	短期入所生活介護	令和2年4月1日	4370102016	10名
	介護予防短期入所生活介護	令和6年4月1日		
	通所介護	令和2年4月1日	4370101133	30名
	介護予防通所介護	令和2年4月1日		
	訪問介護	令和6年2月1日	4370105183	
	介護予防訪問介護	令和6年2月1日		
	認知症対応型共同生活介護	令和4年5月1日	4390101774	18名
居宅介護支援事業		令和2年4月1日	4370100135	135名

4 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

社会福祉法人聖母会介護老人福祉施設聖母の丘（以下「事業所」という）は、社会福祉法人聖母会の理念に基づき、介護保険法、介護保険施行規則及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営する。

聖母の丘の創立精神は、社会の中の小さい人々に、キリストの愛の精神を持って奉仕することであり、入所者一人一人をかけがえのない大切な存在として尊敬し、理解し、受容し、個々の人生を全うできるように励まし支えることにある。自由と平和な生活環境づくりに努力し、家庭的雰囲気を培い、喜びと感謝のうちに心豊かな日々を過ごし、互いに助け合い、永遠の希望へと心に向けることができるように奉仕することを目的とする。

(2) 施設の運営方針

急速な高齢社会の中で、今や高齢者の介護問題・安心できる福祉社会の構築は、国民一人一人の問題となってきた。措置から契約へ入所者が、自らの意志に基づいて利用するサービスを選択し、決定することが出来る時代となった。

当事業所においても入所者の決定を支援するとともに、その心身の状況に応じた適切なサービスを計画的・効果的に提供し、入所者が喜び安心して過ごせる地域社会の福音化へ大きく貢献するため、内部の層の充実を図り、入所者の家族の身体的・精神的負担の緩和にも努める。

(3) その他

事項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、包括的自立支援プログラム方式により、入所者の直面している課題等を評価し、入所者の希望に沿って、施設サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえて施設サービス計画を見直します。施設サービス計画は、施設サービス計画作成の都度、入所者やその家族に、書面にて説明し交付します。
従業員研修	資質向上のための研修をWeb研修を中心に行っています。
実習生	介護福祉士、介護職員初任者、介護職員実務者、社会福祉士、（管理）栄養士、看護師、各療法士、教員などの実習生を受け入れています。

5 施設の概要

(1) 構造等

敷 地	4,175.180 m ²
建 物	耐火構造
延べ床面積	2,814.050 m ²
入所定員	60名（ショート10名含む）

(1) 居室

居室の種類	室数	類型	面積（一人あたりの面積）	備 考
一人部屋	4	従来型個室	64.000 m ² (16.000m ²)	冷暖房完備 ナースコール設置
二人部屋	8	多床室	198.110 m ² (12.382m ²)	
四人部屋	10	多床室	504.290 m ² (12.607m ²)	

(2) 主な設備

設備	室数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食堂	1	99.376 m ² (1.656m ²)	
機能訓練室	2	148.924 m ² (2.482m ²)	
浴室	4	65.017 m ²	特別浴槽 2 台設置
医務室	1	23.228 m ²	
静養室	1	22.005 m ²	248.300
相談室	1	11.936 m ²	

6 施設の職員体制（特養・短期含む）

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤 換算 後	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1				事業所の管理・統括
医師	1		1			0.1	健康管理及び療養上の指導
生活相談員 (社会福祉士)	1 (1)		1		1 (1)	1 (1)	日常生活における相談・入退所手続 事務等
介護支援専門員	1		1			1	相談・ケアプラン作成・調整他
介護職員等 (介護福祉士)	23 (15)	17 (10)		6 (2.5)		17.5 (12.5)	日常生活の介護・介助並びに健康維 持のための相談・助言等
看護職員 (看護師)	4 (2)	2 (1)	1	1 (0.8)		3.8 (1.8)	健康管理・療養上の世話、診療の介 助・看護健康相談等
機能訓練指導員	1				1	0.1	日常生活をおくる上で必要な生活機 能の改善又は維持の為の機能訓練
栄養士 (管理栄養士)	1 (1)			1 (1)		1 (1)	入所者の年齢・心身の状況に応じた 献立作成・栄養量の把握及び栄養指 導等
事務職員等	2	2				2	会計・出納・受付及び経営・資産管 理等の事務等

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長（管理者）	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	週休2日 有給休暇 慶弔休暇 特別休暇 産前産後休業 育児休業 傷病休暇 介護休暇
副施設長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	
生活相談員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00	
介護支援専門員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00、10:00～19:00	
介護職員	早勤 6:30～15:30、7:00～16:00 日勤 8:00～17:00、8:30～17:30 9:00～18:00	
看護職員	遅勤 10:00～19:00 夜勤 15:00～翌日9:00	
管理栄養士	日勤 9:00～18:00	
事務職員等	日勤 8:00～17:00、8:30～17:30、10:00～19:00	
機能訓練指導員	看護職員が兼務	
医師	毎月2回	

8 施設サービスの内容と費用

当施設では、ご契約に対し以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象サービス）

(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合（介護保険給付対象外サービス）があります。

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
居室の提供	1人部屋、2人・4人部屋をご用意しています。 入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。 (但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)
食事	(食事時間) 朝食8:00～9:00 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00(17:30～の早出し対応可能) 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を原則として食堂にて提供します。
入浴	週2～3回の入浴又は、清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても施設サービス計画に沿って援助を行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、寝食分離を原則とし、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は月1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員により入所者の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為に機能訓練を行い、自立向上に努めます。 < 当事業所の保有するリハビリ器具 > 歩行器 車椅子 マイクロ波治療器 平行棒 姿勢矯正鏡 レストレーター マット マット訓練台 ローラーベッド 電子オルガン エルゴサイザー 歩行訓練用階段
健康管理	非常勤医師による週2回の診察日を設けます。診察日以外でも心配の時はいつでも診察を受け付けます。また、協力医療機関による年2回の検診により、入所者の健康管理に努めます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
レクリエーション等	当事業所では、次のような娯楽設備を整えております。 カラオケセット 楽器類 ビデオ テレビ 各種ゲーム
洗濯	衣類・寝具等の洗濯を行います。但し、ウールや絹製品等の手洗いやドライクリーニングの必要なものはご家庭でお願いいたします。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

料金表の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が入所者の負担額となります。利用者負担軽減制度を受けている場合は、確認証に記載された負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

領収証は、医療費控除を受ける時に必要となりますので大切に保管下さい。

【料金表】

◇ 介護保険給付サービスによる料金（基本料金）

○平成12年4月1日以降入所の方

令和6年4月1日改正

※1日当り

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
多床室	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円

○平成12年4月1日以前の方（旧措置入所者）

◇ 介護保険給付サービスによる料金（加算料金）

ア 日常生活継続支援加算	1日につき	360円
イ 安全対策体制加算	入所日のみ	200円
ウ 看護体制加算（Ⅰ）イ	1日につき	60円
エ 看護体制加算（Ⅱ）イ	1日につき	130円
オ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	1日につき	220円
カ 初期加算（入所から30日間）	1日につき	300円
キ 入院・外泊時加算（1月に6日限度 最大12日間）	1日につき	2,460円
ク 療養食加算	1回につき	60円
ケ 経口維持加算（Ⅰ）	1月につき	4,000円
コ 再入所時栄養連携加算（再入所時該当の方 1回のみ）	1回につき	4,000円
サ 看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日30日前～4日前	1日につき	1,440円
死亡日前々日、前日	1日につき	6,800円
死亡日	1日につき	12,800円
シ 配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間	1回につき	650円
深夜	1回につき	1,300円
ス 協力医療機関連携加算	1月につき	50円
セ 褥瘡マネジメント加算	1月につき	30円
ソ 栄養マネジメント強化加算	1日につき	110円
タ 退所時栄養情報連携加算	1回につき	700円
チ 口腔衛生管理加算	1月につき	90円又は110円
ツ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	400円
テ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき	50円
ト 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付サービスの合計の14.0%	

※ 上記加算からそれぞれ対象となる加算を算定させていただきます。

※ 療養食とは、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供される適切な栄養量や内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍病食、貧血病食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食や特別な場合の検査食です。該当される利用者の方は、医師の発行する食事箋が必要となります。

※ 入院・外泊時加算については、ご使用のベッドを短期入所生活介護者に使用する事に同意される場合は、費用の負担はありません。

(2) 介護保険給付対象外サービス

◇ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当り）がご負担金となります。

又、旧措置入所者は介護保険特定負担限度額認定証に記載された食費の金額（1日当り）がご負担金となりますのでご注意ください。

	月額	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		(第4段階以上)	第1段階	第2段階	第3①段階	第3②段階
食事の提供に要する費用	48,000円	1日	1日	1日	1日	1日
		1,600円	300	390	650	1,360

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当り）のご負担となります。

又、旧措置入所者は介護保険特定負担限度額認定証に記載された居住費（1日当り）がご負担金となりますのでご注意ください。

居住に要する費用	月額	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		(第4段階以上)	第1段階	第2段階	第3①段階	第3②段階
		1日	1日	1日	1日	1日
従来型個室	38,161円	1,231円	380円	480円	880円	880円
多床室 (2人・4人部屋)	28,365円	915円	0円	430円	430円	430円

※ 入院・外泊時の居住費用は入院・外泊時加算の日数分のみご負担いただきます。

③ 利用者に対する理美容サービス

毎月2回、理容店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

④ 電気使用料

テレビなど家電製品（コンセントを使用）の持込みは可能ですが、電気使用料を1日50円いただきます。

⑤ 日常生活品の購入代行は、ご相談に応じます。

(3) その他のサービス

種 類	内 容	利用料
金銭管理サービス	別に定める預り金規程により、預貯金通帳、印鑑等の保管サービスのほか、公共料金等の支払代行等サービスを行います。別途委託契約が必要です。ご利用されるか否かは任意です。	無料

9 利用料等のお支払方法

毎月15日までに「7 施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用明細書により請求を致しますので、下記の方法にてお支払い下さい。

< 支払方法 >

①当事業所指定の金融機関・郵便局への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、当施設受付窓口での現金によるお支払いをお願い致します。）

②当施設受付窓口でのお支払い

③やむを得ず銀行振り込みされる方は、お手数ですが口座番号をお尋ねください。

※ 入金確認後、領収証を発行します。

10 サービス内容に関する苦情を解決するための概要

施設名	社会福祉法人聖母会 聖母の丘		
連絡先	〒860-0073 熊本市西区島崎6丁目1-27		
	(TEL) 096-355-3017	(FAX) 096-351-4690	
苦情解決責任者	池田 裕伸	苦情受付担当責任者	鍋島 司
第三者委員	徳村 正博	熊本市西区島崎2丁目18-32	090-8918-3173
	佐藤 素子（民生・児童委員）	熊本市西区島崎2丁目1-30-601	090-4777-2135
1. 相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置			
・社会福祉法人 聖母会 聖母の丘への相談・苦情に対する窓口として、事務室に苦情受付担当者を置く。担当者が不在の時は、全職員が受け付け出来るようにします。 ・営業時間外においても、職員が電話等に対応し、後日早急に対応します。 ・地域の方々による第三者委員を置き、当施設の窓口「意見箱」を設置して、文書による苦情も受け付け、希望に答えられるように 対応します。			
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順			
・苦情、相談等があった場合は、迅速に苦情受付担当責任者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、職員からも事情を聞く。 ・苦情受付担当責任者及び第三者委員が、必要があると判断した場合は、苦情・事故対策委員会にて検討会議を行なう。検討会議を行なわない場合も必ず、処理結果を苦情解決責任者に報告します。 ・検討の結果、早急に処理内容を決定し、相談者に報告し、具体的な対応をします。 ・受け付けた苦情、相談については記録台帳に「概要、処理結果」を記載し、保管、再発防止に役立てます。 ・相談者に対してサービス提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行なわれるよう検討します。			
3. その他			
・常に苦情が出ないようなサービス提供に心がけます。 ・対応措置についても必要に応じて協議し、相談者の意志及び人格を尊重し、誠意ある対応をします。			

○ サービス利用に係る苦情相談窓口

☆熊本市高齢介護福祉課（市役所 1 1 階）
 電話 096-328-2347 ファックス 096-327-0855
 メール koureikaigofukushi@city.kumamoto.lg.jp
 ☆熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
 〒862-0911 熊本市東区健軍 1 丁目 1 8 番 7 号
 電話 096-214-1101 ファックス 096-214-1105

1 1 個人情報保護・守秘義務

施設及び従業者は、法人の定める個人情報保護規定に則り、個人情報を適正に取り扱います。また、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。退職後においても、これらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 2 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族・関係事業所等に連絡をとるとともに必要な対応を行う。

利用者に対してサービス提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなわれるよう検討します。

1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応いたします。	
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。	
	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり
	避難スロープ	1 箇所
	防火扉・シャッター	あり
	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり
	ガス漏れ探知器	あり
	誘導灯	あり
	非常食備蓄	3 日分
*カーテン・布団等は防災性のあるものを使用しています。		

消防計画等	熊本西消防署への届出：令和 2 年 4 月 9 日提出 防火管理者：池田 裕伸
-------	--

1 4 衛生管理の対策

事業所は、利用者に対するサービスの提供において感染症等が発生した場合には、速やかに、利用者の家族・関係事業所等に連絡をとるとともに、別途定める施設内感染対策マニュアルにより必要な対応をいたします。

1 5 協力医療機関等

医療機関	病院名及び所在地	医療法人金澤会 青磁野リハビリテーション病院 熊本市西区島崎 2 丁目 22-15
	電話番号	096-354-1731
	診療科	内科・整形外科・リハビリテーション・神経内科
	入院設備	あり
歯科	病院名及び所在地	医療法人社団優和会 まちだ歯科クリニック 熊本市西区野中 2 丁目 13-13
	電話番号	096-212-4800
	入院設備	なし

1 6 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	新型コロナウイルスを始めとした感染症拡大予防のため、状況によっては面会を制限する場合がありますが、事前予約制でのオンライン面会対応可能です。また、利用者様の健康状態によっては、感染予防策を行った上での面会対応をさせていただきます。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰園日時を職員に申し出て下さい。また、感染症予防にご協力をお願い致します。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	受動喫煙防止法順守のため、屋内禁煙としております。屋外の指定喫煙所をご利用下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任において管理して下さい。貴重品ロッカーがフロア内に設置されていますので、ご利用下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内（居室フロア）へのペットの持ち込みはお断りします（補助犬可）。
利益供与の辞退	従業者に対する贈物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

